

議案第1号

会長、副会長及び常務理事の選定について

提案理由

本案は、任期満了にともなう改選により新たに理事が就任されましたので、定款第19条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から会長、副会長及び常務理事の選定をお願いするものです。

会長 1名 _____ 理事

副会長 1名 _____ 理事

常務理事 1名 _____ 理事

任期 令和3年6月11日から令和4会計年度にかかる定時評議員会まで

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款
(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

議案第2号

理事の業務担当制について

提案理由

本案は、任期満了にともなう改選により新たに理事が就任されましたので、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会部会設置規程第5条の規定に基づき、理事の所属する部会を決定いただくものです。

- ・総務財政部会
- ・総合企画部会

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会部会設置規程 (組織及び任期)

第5条 部会は、会長を除く本会の理事をもって構成する。

2 部会員の任期は、理事として在任する期間とする。

議案第3号

評議員選任・解任委員の選任について

提案理由

本案は、令和3年6月11日開催の定時評議員会終結の時をもって現在の評議員選任・解任委員の任期が満了となるため、定款第7条第3項及び評議員選任・解任委員会運営細則第3条に基づき、理事会において評議員選任・解任委員を選任いただくものです。

評議員選任・解任委員 5名

任期 令和3年6月11日から令和6会計年度にかかる定時評議員会まで

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

(委員の選任及び解任)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、定款第7条第2項及び第3項の規定により理事会が選任し、会長が委嘱するものとする。